

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで
婦人会会長をしていた母の教えで、昭和35年10月から国民年金に加入した。結婚後は夫が厚生年金保険に加入していれば、任意加入ということを知っていたが、それでも入り続けた方が良くと母に言われ、ずっと加入し納付を続けた。郵送で納付書が届くと、夫に車で連れて行ってもらい金融機関で納めた。任意加入を止めたことになっているが、そのような手続をした覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間を除き国民年金の加入期間について未納は無く、申立期間前の昭和53年4月からは付加保険料を納付（申立期間直前の昭和55年度から57年度までの3年間は前納で納付）するなど、納付意識が高かったものと認められる。また、口頭意見陳述において、申立人は、納付金額や納付頻度などについてはよく覚えていないが、納付書が届いたら必ず金融機関で保険料を納付したと述べ、その主張には信憑性^{びょう}があるものと認められる。

しかしながら、申立人の居住市及び社会保険庁の記録によると、申立人が昭和58年4月13日付けで任意加入の資格を喪失したことが確認できることから、納付書が届いたら必ず納付していたとする申立人が、資格喪失時点において既に郵送で届いていた昭和58年度分の納付書を使用し、当該年度の保険料を前納により納付した可能性は否定できないものの、59年度以降については、記録上未加入である申立人に対して居住市が納付書を作成し送付することは考えられず、59年度及び60年度の2年分の保険料については、納付されたものと推認することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月31日から同年11月1日まで

昭和35年にA社に入社し、同社に継続雇用されていたが、62年11月1日に本社からB工場の責任者として赴任した際加入期間に空白が生じている。同じ会社内の転勤なので、厚生年金保険加入期間が継続していないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

給与台帳から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和62年11月1日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書をみると、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和62年10月31日と届け出ていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月21日から同年5月1日まで

昭和41年4月にA銀行C支店からB支店に転勤し、同社に継続雇用されていたが、厚生年金保険の加入記録ではB支店の資格取得日が同年5月1日になっている。退職・再就職ではなく、同じ会社内の転勤なので、厚生年金加入期間が継続していないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

行員カード及び雇用保険加入記録から、申立人がA銀行に継続して勤務し(昭和41年4月21日に同銀行C支店からB支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は申立人が主張する昭和50年9月10日に申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月10日から50年9月10日まで

A社(現在は、B社。以下同じ。)に入社し、昭和50年9月まで勤務していたことは、当時の家計簿から間違い無いが、厚生年金保険の加入期間をみると、49年9月に資格を喪失したこととなっているのは、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録では、離職日が昭和50年9月9日となっており、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の保管する被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は昭和49年9月10日となっている。

しかし、同原票には申立期間内である昭和49年10月1日及び50年10月1日付けで標準報酬月額の定時決定が行われているのが確認できる。この定時決定の記録を前提とすると、申立人が49年9月10日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失したと主張している月の昭和50年9月に国民年金被保険者資格を取得し、53月9月まで同保険料を納付していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和50年9月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年8月の社会保険事務所の記録及び家計簿から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から39年3月まで

高校卒業後から親の経営する材木店に勤め、20歳になったと同時に父が国民年金の加入手続を行い、保険料も集金人に兄弟3人分を払っていた。保険料については、親の経営する材木店の給与から毎月天引きしてもらい、父が婦人会の集金人に集金の度に100円を払っていた。36年8月ごろに父が集金人に保険料を払っているところを見たことがある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和41年8月27日であり、その時点において申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は「20歳になったと同時に父が国民年金の加入手続を行い、保険料も集金人に兄弟3人分を払っていた。」と述べているところ、申立人の亡兄の国民年金手帳記号番号払出日は昭和42年2月18日であることが確認されるとともに、申立人の亡兄も申立期間は未納となっている。加えて、資料として提出された申立人の弟の国民年金手帳の発行日は39年3月31日であるとともに、保険料納付についても、申立人の弟が20歳になった38年5月から39年3月までの期間は39年4月1日に、39年4月から40年3月までの期間は40年1月30日にそれぞれ一括して納付されていることが確認され、申立人の父が、毎月、集金人に納付していたとする申立内容は事実と相違する。

加えて、当時の集金人からは、申立期間における保険料納付を裏付ける証

言等も得られない上、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月までの期間及び 56 年 10 月から 57 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月まで
②昭和 56 年 10 月から 57 年 7 月まで

国民年金を納付していない期間をまとめて納めることができるという通知が来た。市役所（国民年金課）に電話をしたら、納付していない分を支払えば満額もらえると言われたので、市役所の窓口でまとめて納付した。通知が来たのは結婚後で、まとめて納付したのは昭和 57 年 7 月以降であることは確かであり、金額は合わせて 10 万円ぐらいだった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の未納保険料を市役所の窓口でまとめて納付したとする昭和 57 年 7 月以降の時点においては、申立期間①については過年度納付となり、市役所の窓口で納付することはできない。また、申立期間①と②の間の期間（昭和 56 年 4 月から同年 9 月まで）については、58 年 12 月 19 日に過年度納付された記録が確認できるものの、申立人にはその明確な記憶も無い上、その時点においては申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人については、婚姻した昭和 56 年 10 月以降は任意加入被保険者となり、制度上、さかのぼって国民年金に加入し保険料を納付することはできないところ、申立人には 57 年ごろにまとめて保険料を納付するまで申立期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶は無い上、申立人の居住市の国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人が 57 年 8 月 31 日に国民年金に任意加入被保険者として再加入したことが確認できることから、その時点において未加入期間である申立期間②にさかのぼって国民年金に加入し保険料を納付することはできず、申立期間②について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無い。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年12月までの国民年金保険料(昭和46年7月から50年3月までは定額保険料及び付加保険料、50年4月から同年12月までは付加保険料のみ)については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年12月まで

昭和46年8月に私が市役所の市民課の総合窓口のような所で国民年金の加入手続を行った。年金手帳はその時もらったと思うが、途中で切替えのようなことがあり古い年金手帳は回収されたと思う。保険料の金額などは思い出さないが、市役所から年に一度、1か月ごとの12か月分の納付書が郵送され、妻か養父が毎月納付した。加入と同時に付加年金の申込みを口頭で行い、加入当初から付加保険料を含み納付を行っているはずなので、加入の途中から付加年金に加入したり、まとめて保険料を納付した記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻及び養父が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、保険料納付を市役所発行の納付書で毎月市役所で納付していたとする申立内容についても、申立人の居住市においては、納付書(3か月分ごとの納付書)による納付が実施されたのは昭和47年4月からであることが確認されることから、事実と相違する。

また、申立人は、「昭和46年8月に私が市役所の市民課の総合窓口のような所で国民年金の加入手続を行った。」と申し立てているところ、申立人の居住市の国民年金被保険者名簿の記録等によると、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは51年1月29日であること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は同日付けで申立人の妻と連番で払い出されており、申立期間について、申立人の妻も申立人と同様の納付状況となっていることが確認される上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和51年1月時点では、既に申立期間の半分の期間は時効により納付することはできない期間である上、

申立人の所持する年金手帳には、付加年金取得 51 年 1 月 29 日と加入手続した日と同じ年月日の表示があるとともに、制度上、付加年金についてはさかのぼって加入し納付することはできず（申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間については定額保険料のみ納付済みとされ、付加保険料については納付記録が無い。）、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から50年12月までの国民年金保険料（昭和41年10月から46年12月までは定額保険料のみ、昭和47年1月から50年3月までは定額保険料及び付加保険料、50年4月から同年12月までは付加保険料のみ）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から50年12月まで

昭和47年1月に転居した時、夫も同行して市役所の国民年金の窓口で41年10月にさかのぼって付加保険料の申込みと併せて国民年金の加入手続を行った。保険料納付は、毎月実父に納付書と現金を渡して納付してもらっていた。具体的な金額、時期は記憶していないが、加入手続以降に一度まとまった金額（昭和41年10月から46年12月までの保険料）を市役所窓口で納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の実父が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料納付を市役所発行の納付書で実父が毎月市役所で納付していたとする申立内容についても、申立人の居住市においては、納付書（3か月分ごとの納付書）による納付が実施されたのは昭和47年4月からであることが確認されることから、事実と相違する。

また、申立人は、「昭和47年1月に転居した時、夫も同行して市役所の国民年金の窓口で41年10月にさかのぼって付加保険料の申込みと合わせて加入手続を行った。」と申し立てているところ、申立人の居住市の国民年金被保険者名簿の記録等によると、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和51年1月29日であること、及び申立人の国民年金手帳記号番号も同日付けで申立人の夫と連番で払い出されており、申立期間のうち、申立人の夫が厚生年金保険の資格を喪失した46年7月以降の期間について、申立人の夫も申立人と同様の納付状況となっていることが確認される上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和51年1月時点では、既

に申立期間の大半の期間は時効により納付することはできない期間である上、申立人の所持する年金手帳に、付加年金取得 51 年 1 月 29 日と加入手続した日と同じ年月日の表示があるとともに、制度上、付加年金についてはさかのぼって加入し納付することはできず（申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間については定額保険料のみ納付済みとされ、付加保険料については納付記録が無い。）、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から54年1月まで

申立期間については、会社を退職後、市役所から加入するようとの文書が届いたので、自分で市役所に行って加入手続を行った。以後、再就職するまで毎月市役所の窓口になめに行った。今までずっと切れ目無く納めていたと思っていたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間当時において国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、国民年金に未加入であった申立人に対して納付書が発行されていたとも考え難い上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人から聴取しても、「今までずっと切れ目無く納めていたと思っていた」と述べるものの、申立期間当時の納付状況や申立期間直後の再就職時の資格喪失手続等についての記憶は曖昧であり、申立期間における保険料を納付していたことを裏付ける証言等も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの期間、47年4月から50年3月までの期間及び51年4月から58年9月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和46年4月から同年12月まで
②昭和47年4月から50年3月まで
③昭和51年4月から58年9月まで

昭和58年10月に自己破産したため、それ以降は保険料納付を免除してもらったと思うが、それ以前の期間についてはすべて保険料を支払っているはずである。税金や国民年金保険料などの支払いが必要なものは、普通に支払っていたはずであり、妻には婦人会の集金人に年金手帳に領収印を押された記憶や納付書になってからの領収書をもった記憶もある。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間①直後の昭和47年1月から同年3月までの期間については49年4月30日に、申立期間②直後の50年4月から51年3月までの期間については52年3月18日にそれぞれ過年度納付されたことが確認できるところ、申立人夫婦に聴取してもその記憶は無いなど、保険料の納付時期や納付方法等に係る申立人夫婦の記憶は曖昧である上、過年度納付が行われた49年4月30日時点においては申立期間①は時効により保険料が納付できない期間であり、同様に52年3月18日時点においては申立期間②は時効により保険料が納付できない期間である。

さらに、申立期間に係る申立人の未納及び申請免除期間の記録については、社会保険庁の記録と申立人夫婦の居住市の国民年金被保険者名簿の記録に食い違いは無い上、申立人の妻についても、昭和55年7月から57年10月までの厚生年金保険加入期間等を除き、申立人と同じ期間が未納及び申請免除期間となっている。

加えて、申立期間①から③までの合わせて11年間以上に及ぶ長期間について、申立人の保険料収納処理に誤りが続いたとも考え難く、ほかに申立期間

の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの期間、47年4月から50年3月までの期間、51年4月から55年6月までの期間及び57年11月から58年9月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和46年4月から同年12月まで
②昭和47年4月から50年3月まで
③昭和51年4月から55年6月まで
④昭和57年11月から58年9月まで

昭和58年10月に自己破産したため、それ以降は保険料納付を免除してもらったと思うが、それ以前の期間についてはすべて保険料を支払っているはずである。税金や国民年金保険料などの支払いが必要なものは、普通に支払っていたはずであり、私には婦人会の集金人に年金手帳に領収印を押された記憶や納付書になってからの領収書をもった記憶もある。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間①直後の昭和47年1月から同年3月までの期間については49年4月30日に、申立期間②直後の50年4月から51年3月までの期間については52年3月18日にそれぞれ過年度納付されたことが確認できるところ、申立人夫婦に聴取してもその記憶は無いなど、保険料の納付時期や納付方法等に係る申立人夫婦の記憶は曖昧である上、過年度納付が行われた49年4月30日時点においては申立期間①は時効により保険料が納付できない期間であり、同様に52年3月18日時点においては申立期間②は時効により保険料が納付できない期間である。

さらに、申立人夫婦の居住市の国民年金被保険者名簿によると、申立人については、昭和55年7月から57年10月までの厚生年金保険加入期間等を除き、申立人の夫と同じ期間が未納及び申請免除期間となっているとともに、申立人の国民年金被保険者名簿には、保険料未納に対する催告及び申請免除処理に関する記録が記載されており、当該記録は社会保険庁の記録とも一致

する。

加えて、申立期間①から④までの合わせて8年11か月に及ぶ長期間について、申立人の保険料収納処理に誤りが続いたとも考え難く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年から 46 年 4 月まで
昭和 45 年ころ A 社に入社し、個人住宅の内装補修の仕事を行っていた。
同社は小規模な会社であったが、確か、有限会社としていたため社会保険には加入していたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が勤務していた A 社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、同僚等に係る事項について、申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立期間当時の状況に関する同僚等の証言は得られない。

加えて、雇用保険の加入記録を見ると、当該事業所における申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月から33年11月16日まで
昭和28年ころから33年11月にかけて、A丸及びB丸に乗船していたが、船員保険に加入していないこととなっている。28年ころ船や人が増えたので、船員保険に加入しなければならず、加入していたはずである。
申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から船員保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務局が保管している船舶所有者記号簿をみると、事業主が船員保険の適用を受けた日は、昭和31年9月4日であり、加えて、船員保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立期間当時、申立人と一緒に乗船していた同僚について、船員保険の加入記録をみると、申立人と同様、船員保険の被保険者とはなっていない者がみられる。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月から38年1月17日まで

昭和28年ころ父がA丸を購入し、同船舶に船長として乗船しており、船員も増えたことから船員保険に加入したことを覚えている。申立期間は、仕事によってA丸及びB丸に乗船しており、船員保険を使って入院したことを覚えている。申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から船員保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務局が保管している船舶所有者記号簿をみると、事業主が船員保険の適用を受けた日は、昭和31年9月4日であり、加えて、船員保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立期間当時、申立人と一緒に乗船していた同僚について、船員保険の加入記録をみると、申立人と同様、船員保険の被保険者とはなっていない者がみられる。

加えて、申立期間中、事業主となっている上、一部の期間について、国民年金に加入し、同保険料を納付している。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月20日から同年12月まで

A社に入社し、事務職及び現場で土を煉る仕事を行い、同社が倒産する昭和24年12月まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、同僚が同年12月20日まで加入記録があるのに、私の加入記録が同年8月20日までとなっており、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、倒産時に在籍していた従業員数について、申立人が証言している数と社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上から確認できる数とに大幅な相違が生じている上、申立人の資格喪失日前後に厚生年金保険被保険者の半数以上が資格を喪失していることから判断すると、当該事業所は、何らかの意図を持って、従業員の被保険者資格を喪失させていたことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月から34年7月まで
昭和32年7月から34年7月までA事務所に勤務し、測量事務等を行っていました。当時の同僚も勤務していたと言っており、勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人の同僚は、「申立人は、昭和34年になってから何月かは覚えていないが、私の課に配属され、一緒に働いた」と証言している。

加えて、事業主は、現在、保存している関係書類に申立人の氏名の記載は無いとしている。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。